

四日市市告示第 2 2 9 号

四日市市危険木等除去支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市市長 森 智 広

四日市市危険木等除去支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市危険木等除去支援事業費補助金交付要綱（平成 3 1 年四日市市告示第 3 3  
3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この要綱において、「危険木」 とは、樹幹の太さが胸高直径 1 5 セン チメートル以上の樹木で、通行の支障 又は支障のおそれのある状態にあるも のをいう。	(定義) 第 2 条 この要綱において、「危険木」 とは、 <u>樹高が 5 メートル以上であり、</u> 樹幹の太さが胸高直径 1 5 センチメー トル以上の樹木で、通行の支障又は支 障のおそれのある状態にあるものをい う。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。